

第 3 期富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針

令和 6 年 3 月 6 日決定

1 基本的な考え方

(1) 策定の趣旨と背景

「市民が幸せを感じられるまち」の実現を目指し各種事業を推進してきた第 2 期総合戦略が 2024 年度（令和 6 年度）をもって満了することから、国・県の動向や本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、富津市みらい構想との整合を図りながら、2025 年度（令和 7 年度）から 2028 年度（令和 10 年度）を計画期間とする第 3 期総合戦略を策定します。

また、国においては 2022 年（令和 4 年）12 月に従来の第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、デジタル技術を地方の社会問題解決の鍵として「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定されました。

本市においても、これまでの第 1 期及び第 2 期の取組を、今後はデジタルの力を活用しながら継承・発展させ、今後 4 か年の地方創生の指針となる「第 3 期富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「次期総合戦略」という。）を策定します。

(2) 総合戦略の位置付け

- ・次期総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」第 10 条に基づき策定します。
- ・次期総合戦略は、国及び千葉県の「総合戦略」の内容を踏まえ策定します。
- ・次期戦略は、市の計画や施策体系の最上位に位置づける「富津市みらい構想」に基づいて策定するとともに、個別計画との整合性を図っていくこととします。

■まち・ひと・しごと創生法 ※抜粋

（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第 10 条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第 3 項において「市町村まち・ひと・しごと

創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

(2) 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(3) 計画期間

本戦略の対象期間は、2025年度（令和7年度）から2028年度（令和10年度）までの4年間とします。

(4) 推進体制

国のデジタル田園都市国家構想総合戦略が、地域の個性を生かしながらデジタルの力によって地方創生の取組を加速化させることを目的としていることを踏まえ、本市の総合戦略の取組を実施するに当たっては、地方創生担当（企画課）とデジタル担当課（資産経営課）をはじめ、庁内の各部署が連携して総合的に対応します。

2 総合戦略の策定にあたって

(1) 富津市人口ビジョン2040の見直し

平成28年3月に策定した富津市人口ビジョン2040は、本市の人口の現状と目指すべき将来の方向性を示しています。

このうち人口の将来展望では、2040年に34千人を目指しているが、現状においても、目標人口と現状値に大幅な乖離が生じていることから、次期総合戦略を見据え、直近の統計データ等を用いて分析を行い、改めて目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示します。

(2) 基本方針

現総合戦略に掲げる4つの基本方針にデジタル技術の活用を加えた5つとします。

- ① シティプロモーションによる地域の活性化
- ② 市民参画によるマネジメントサイクル（PDCA）の実行
- ③ 経営改革の推進
- ④ 広域連携の推進
- ⑤ デジタル技術の活用

(3) 4つの基本目標

次期総合戦略の基本目標は、「第2期富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標を継承するとともに、国が戦略で示した取組方針を参考にし、各目標においてデジタル技術を活用し、地方創生を加速化していきます。

基本目標1 子どもの笑顔があふれるまちへ

基本目標2 自分のくらす地域を好きになる

基本目標3 市の産業、仕事を創る

基本目標4 くらしやすく、移住しやすい環境づくり

具体的な取組として、「行政の取組」、「地域・民間ができること」及び「市民ができること」で構成し、富津市創生会議及び富津市民委員会で議論し、充実させます。

また、基本目標及び基本的な方向を掲げ、それぞれの進捗状況について重要業績評価指標（KPI）を設定し、達成状況の確認・検証を行うことで、実施する事業等を改善するしくみ（PDCA サイクル）を確立します。

「行政の取組」については、現総合戦略の施策及び事業を基本とし、富津市創生会議で議論の上、その内容を充実させます。

「地域・民間ができること」及び「市民ができること」については、アンケート結果等をもとに富津市民委員会において、幅広い市民等から意見聴取し、取りまとめの上、富津市創生会議で議論し充実させます。

(4) 策定体制

次期総合戦略の策定に当たっては、「次期総合戦略策定に係る市民アンケート調査」「首都圏居住者向けWEBアンケート調査」「転入者・転出者アンケート」を活用するとともに、幅広い意見が反映されるよう「富津市民委員会」で意見交換を行うなど対話の機会を設けます。

また、パブリックコメントにより、市民の意見を聴取します。

①富津市創生会議

市のさまざまな分野における有識者で構成する富津市創生会議において、次期総合戦略策定における意見又は助言を求めます。

②富津市民委員会

幅広い市民からの意見を反映させ、創り上げていくため、市民で構成する富津市民委員会において、現状における課題や解決策について討議します。

③庁内体制

・庁議

次期総合戦略の策定及び運用に関する全庁的推進体制を確立するため、意思決定機関とします。

・担当課長会議

必要に応じて担当課長会議を開催します。

(5) 策定スケジュール

令和5年11～12月：市民アンケートの実施

令和6年3月：庁議（策定方針決定）、議会、創生会議にて説明

5～6月：富津市民委員会開催（2回程度）

8月：素案策定

9月：庁議（素案決定）、議会、創生会議にて説明

12月：庁議（案決定）、議会、創生会議にて説明

12～1月：パブリックコメントの実施

令和7年1～2月：最終案調整

3月：庁議（最終案決定）、議会、創生会議にて説明

○ 策定体制

